平成２３年（フ）第２３２号
秋田市東通７丁目４番28号
破産者　平澤　忠藏
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
山形市篭田２丁目６番３―301号　コーポラススズキ
破産者　佐藤　雅之
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
千葉県銚子市竹町1507番地の25　フラレア103号室
破産者　松下清三郎
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３３号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目１番25号
破産者　梅沢　和之
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
金沢市中村町24番30号　グリーンハイム21号室
破産者　藤本　美香
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
岐阜県大垣市浅草３丁目129番地
破産者　東川　敏子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
岐阜県海津市南濃町境2536番地５
破産者　阿部　政和
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県篠山市西新町186―１　城西ハイツＢ棟201号、住民票上の住所兵庫県篠山市北新町82番地
破産者　畑　　厚志
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住３棟101号
破産者　阿部　江美
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
愛媛県松山市森松町235番地３
破産者　東　　晴彦
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
愛媛県松山市森松町235番地３
破産者　東　富美子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０９号
愛媛県伊予郡松前町大字神崎404番地４
破産者　髙石　　誠
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６２号
愛媛県松山市辰巳町１番８号　サーパス三津壱番館801号室、開始決定時の住所愛媛県松山市石風呂町549番地
破産者　蔵田　茂生
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
愛媛県松山市上野町甲50番地
破産者　眞鍋　宏義
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

免責許可決定

平成２３年（フ）第７２１９号
東京都荒川区東日暮里４丁目10―３
破産者　吉田美智子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２７９号
東京都足立区辰沼１丁目２―４―403
破産者　北　　隆義
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２８０号
東京都足立区辰沼１丁目２―４―403
破産者　北　　福代
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３１８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目８―１―702
破産者　中村俊太郎
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３９８号
東京都世田谷区若林５丁目４―７
破産者　神津　大佑
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４４２号
東京都練馬区早宮１丁目１―16―306
破産者　千葉健三郎
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部